

富山県リハビリテーション専門職団体協議会 設置運営要綱

(名称)

第1 本会の名称を「富山県リハビリテーション専門職団体協議会」(以下「協議会」という。)と称す。

(目的)

第2 富山県におけるリハビリテーション提供体制について協議、検討を行うため、協議会」を設置し、その運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第3 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) リハビリテーション体制の在り方に係る協議、検討に関すること。
- (2) 富山県高齢福祉に係わるリハビリテーション支援体制事業を推進する次の事項に関すること。
 - ア 県及び地域におけるリハビリテーション支援体制の整備
 - イ 県及び市町村等の受託事業に係る調整、協議
 - ウ 事業を円滑かつ適切に実施するための企画調整及び地域における関係機関・団体との連絡調整
 - エ 人材育成のための研修会等の開催
 - オ リハビリテーション専門職活用に関する広報
- (3) 地域包括ケアシステム推進に係る関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (4) リハビリテーションに係る政策提言等に関すること
- (5) その他リハビリテーションに関し必要と認められること

(組織)

第4 協議会は、別表の団体で構成し、各団体の推薦を受けた委員若干名で運営する。

- 2 委員の任期は1年とする。ただし、留任は妨げない。

(役職)

第5 協議会に会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(委員会)

- 第7 協議会に、事業を円滑かつ適切に実施するため委員会を置く。
 - 2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(所在地)

- 第8 協議会の所在地は、富山県滑川市柳原149-9、一般社団法人富山県理学療法士会に置く。

(拠出金)

- 第9 各団体12月1日現在の会員数に50円を乗じた金額を会の運営費として拠出する。

(その他)

- 第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 第11 協議会の設立年月日は、平成27年4月22日である。

(附則)

この要綱は平成27年4月22日から施行する。

この要綱の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

代表者住所

代表者氏名

印